

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和元年九月十三日

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）</p> <p>へ〜リ（略）</p>	<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）</p> <p>ホ〜チ（略）</p>

(生活保護法施行規則の一部改正)  
第六條 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(変更等の届出)

第十四条 (略)

2 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の十第一項、第九十二條第一項、第一百一条、第一百零二條、第一百零三條第三項、第一百零四條第一項、第九十二條第一項、第六十一條、第六十五條の九第一項、第六十五條の十第一項、第六十五條の十一第一項、第六十五條の十二第一項、第六十五條の十三第一項、第六十五條の十四第一項、第六十五條の十五第一項、第六十五條の十六第一項、第六十五條の十七第一項、第六十五條の十八第一項、第六十五條の十九第一項、第六十五條の二十第一項、第六十五條の二十一第一項、第六十五條の二十二第一項、第六十五條の二十三第一項、第六十五條の二十四第一項、第六十五條の二十五第一項、第六十五條の二十六第一項、第六十五條の二十七第一項、第六十五條の二十八第一項、第六十五條の二十九第一項、第六十五條の三十第一項、第六十五條の三十一第一項、第六十五條の三十二第一項、第六十五條の三十三第一項、第六十五條の三十四第一項、第六十五條の三十五第一項、第六十五條の三十六第一項、第六十五條の三十七第一項、第六十五條の三十八第一項、第六十五條の三十九第一項、第六十五條の四十第一項、第六十五條の四十一第一項、第六十五條の四十二第一項、第六十五條の四十三第一項、第六十五條の四十四第一項、第六十五條の四十五第一項、第六十五條の四十六第一項、第六十五條の四十七第一項、第六十五條の四十八第一項、第六十五條の四十九第一項、第六十五條の五十第一項、第六十五條の五十一第一項、第六十五條の五十二第一項、第六十五條の五十三第一項、第六十五條の五十四第一項、第六十五條の五十五第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第十四条 (略)

2 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七條第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七條第一項、第七十八條の十第一項、第八十四條第一項、第九十二條第一項、第一百一条、第一百零二條、第一百零三條第三項、第一百零四條第一項、第九十二條第一項、第六十一條、第六十五條の九第一項、第六十五條の十第一項、第六十五條の十一第一項、第六十五條の十二第一項、第六十五條の十三第一項、第六十五條の十四第一項、第六十五條の十五第一項、第六十五條の十六第一項、第六十五條の十七第一項、第六十五條の十八第一項、第六十五條の十九第一項、第六十五條の二十第一項、第六十五條の二十一第一項、第六十五條の二十二第一項、第六十五條の二十三第一項、第六十五條の二十四第一項、第六十五條の二十五第一項、第六十五條の二十六第一項、第六十五條の二十七第一項、第六十五條の二十八第一項、第六十五條の二十九第一項、第六十五條の三十第一項、第六十五條の三十一第一項、第六十五條の三十二第一項、第六十五條の三十三第一項、第六十五條の三十四第一項、第六十五條の三十五第一項、第六十五條の三十六第一項、第六十五條の三十七第一項、第六十五條の三十八第一項、第六十五條の三十九第一項、第六十五條の四十第一項、第六十五條の四十一第一項、第六十五條の四十二第一項、第六十五條の四十三第一項、第六十五條の四十四第一項、第六十五條の四十五第一項、第六十五條の四十六第一項、第六十五條の四十七第一項、第六十五條の四十八第一項、第六十五條の四十九第一項、第六十五條の五十第一項、第六十五條の五十一第一項、第六十五條の五十二第一項、第六十五條の五十三第一項、第六十五條の五十四第一項、第六十五條の五十五第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)  
第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

第十三条の三の二

法第三十三條第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(新設)

法第三十三條第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(社会福祉法施行規則の一部改正)  
第八條 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職務を適正に執行することができない者)

第二条の六の二 法第四十條第一項第二号(法第四十四條第一項、第四十六條の六第六項及び第一百十五條第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(新設)

第二条の六の二 法第四十條第一項第二号(法第四十四條第一項、第四十六條の六第六項及び第一百十五條第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)  
 第十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二十年厚生省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)</p> <p><b>第二条</b> 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p><b>第二条の二</b> (略)</p> <p>別表第一 (第二条の二関係) (略)</p> <p>別表第二 (第二条の二関係) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>別表第一 (第二条関係) (略)</p> <p>別表第二 (第二条関係) (略)</p>

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)  
 第十九条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(法第三条第一号の厚生労働省令で定める者)</p> <p><b>第一条</b> 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。)第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲)</p> <p><b>第一条の二</b> 法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 一九 (略)</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p><b>第十六条</b> 精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者</p> <p>二 法第三条第一号に該当するに至つた場合 当該精神保健福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人</p> <p>三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合 当該精神保健福祉士又は法定代理人</p>	<p>(新設)</p> <p>(厚生労働省令で定める者の範囲)</p> <p><b>第一条</b> 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。)第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 一九 (略)</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p><b>第十六条</b> 精神保健福祉士が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該精神保健福祉士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合</p> <p>二 法第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合</p>

様式第二中「成年被後见人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び「禁錮」や「禁錮」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、  
 第十一条（職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十一条（同令第四十二条の次に次の  
 二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の  
 施行の日から施行する。  
 （経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第九十条の規定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第六項の改正規定に限る。）  
 の施行前に行われる職業訓練指導員試験に係る職業訓練指導員試験受験申請書の様式については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則様式第十一号にかかわらず、なお従前の例による。  
 （労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（帳簿の作成と保存）

第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

一・二 （略）

三 各月におけるコンサルタント則第十九条第二項の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数

四 （略）

（帳簿の作成と保存）

第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

一・二 （略）

三 各月におけるコンサルタント則第十九条の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数

四 （略）

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第四条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（社会福祉士の養成施設の指定基準）

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第三第二項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

（社会福祉士の養成施設の指定基準）

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第二第二項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの